

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	七ヶ宿町

七ヶ宿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：七ヶ宿町農林建設課

所在地：宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 126

電話番号：0224-37-2113

FAX番号：0224-37-2468

メールアドレス：shichi22@town.shichikashuku.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮城県 七ヶ宿町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

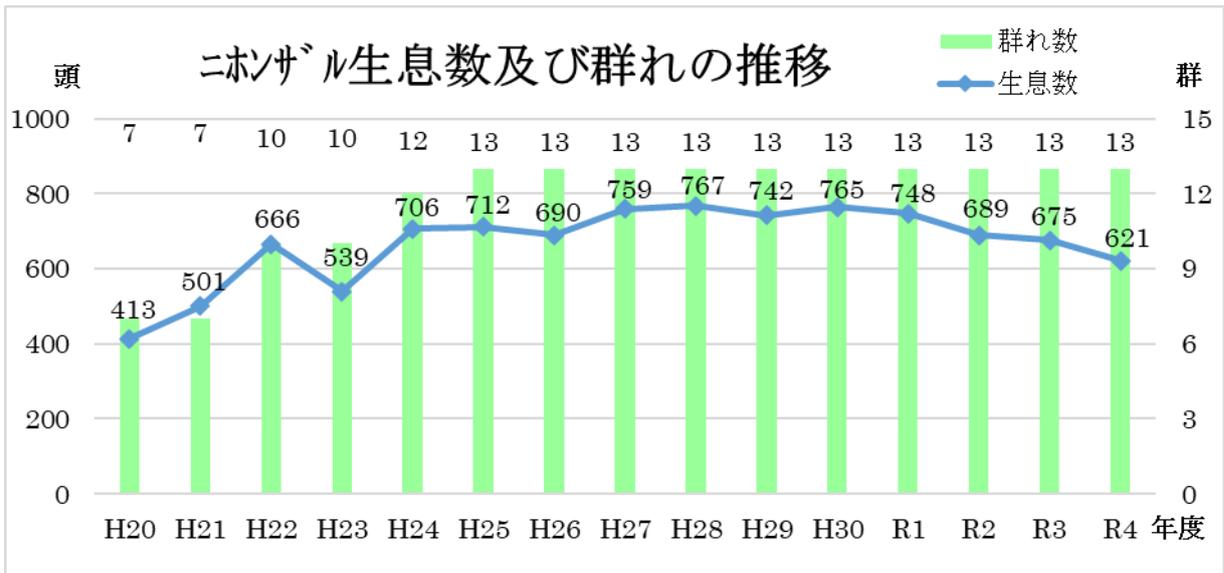
(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額	被害面積等
ニホンザル	水稲	116 千円	10.9 a
	豆類(大豆)	5 千円	1.0 a
	野菜(スイートコーン、玉ねぎ)	22 千円	2.0 a
	果樹類(桃、ぶどう外)	801 千円	21.0 a
小 計		944 千円	34.9 a
イノシシ	水稲	107 千円	10.0 a
	豆類(大豆)	5 千円	1.0 a
	牧草	78 千円	20.5 a
	野菜(じゃがいも、大根)	8 千円	0.6 a
	果樹類(くり)	7 千円	2.0 a
小 計		205 千円	34.1 a
ツキノワグマ	スイートコーン	47 千円	5.0 a
	デントコーン	39 千円	10.0 a
	水稲	2 千円	0.2 a
	牧草	7 千円	1.8 a
小 計		95 千円	17.0 a
ニホンジカ	-	- 千円	- a
小 計		- 千円	- a
合 計		1,244 千円	86 a

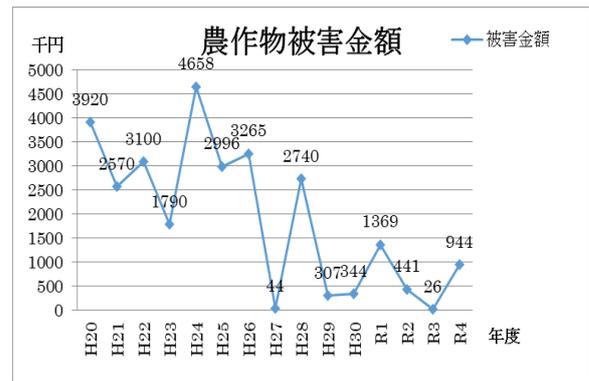
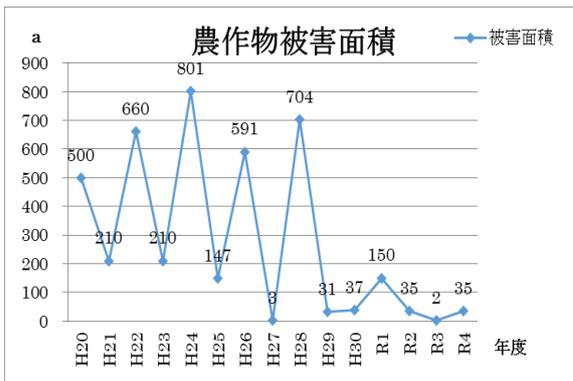
(2) 被害の傾向

●ニホンザルは、町内全域において群れを形成し生息している。被害の傾向にあたっては、農作物全般において被害をもたらしているが、特に水稲や果樹類の被害が多く6月から11月の生育期から収穫期にわたり被害が発生している。しかし鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵などの防除により、近年の生息数及び被害面積については減少傾向となっている。

○ニホンザル生息数及び群れの推移

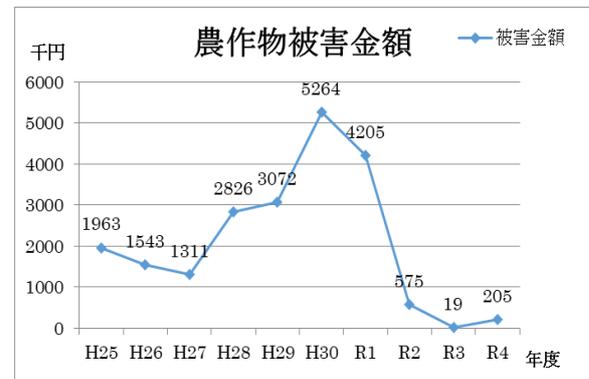
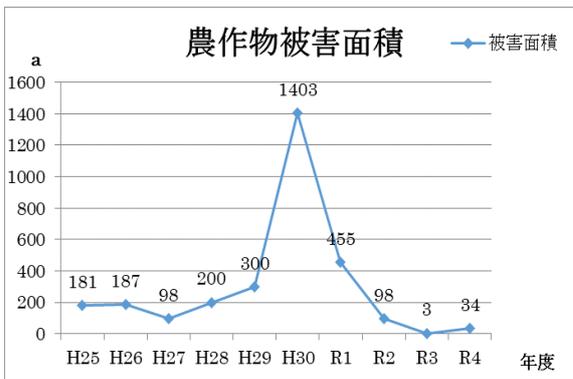


○ニホンザルによる農作物被害面積及び被害金額の推移



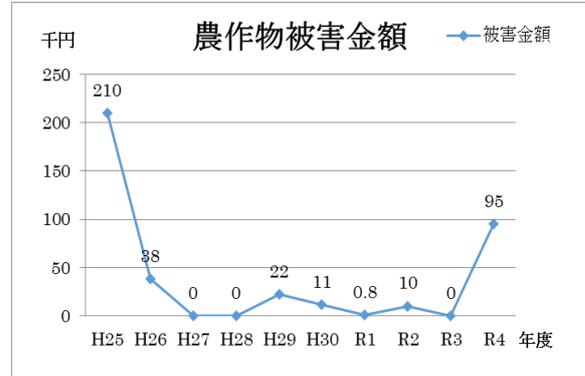
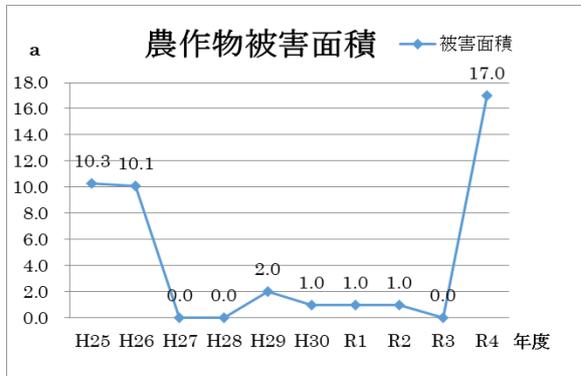
●平成23年度頃よりイノシシの目撃情報が発生し始め、平成24年度には町内全域において被害が発生するようになった。平成30年頃にはニホンザルを著しく超える被害が発生しているが、ニホンザル同様鳥獣被害対策実施隊による捕獲やワイヤーメッシュ柵などの防除により、近年の被害は落ち着いてきている。

○イノシシによる農作物被害面積及び被害金額の推移



●ツキノワグマの被害は町内全域において発生している。防護柵設置により農作物の被害面積は減少傾向にあるが、民家や畜舎付近に出没し、家畜飼料等が被害を受けるようになり、人身被害の発生も懸念される。

○ツキノワグマによる農作物被害面積及び被害金額の推移



●ニホンジカの見撃情報や捕獲実績はあるが、農作物被害は発見されていない。今後、農作物被害や個体数の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和4年度)		目標値 (令和8年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	944 千円	34.9 a	850 千円	31.4 a
イノシシ	205 千円	34.1 a	185 千円	30.7 a
ツキノワグマ	95 千円	17 a	86 千円	15.3 a
ニホンジカ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	近年の被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲 追い払いパトロールの実施 サルやイノシシ、ツキノワグマの捕獲檻、ワナ等の製作や購入 追い払い用花火の配布 追い払い用無線機の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲体制については町の鳥獣被害対策実施隊により行われてきたが、高齢化及び減少により、捕獲の担い手不足が発生している。 銃器を用いた捕獲方法では、一定の追い払い効果を発揮しているものの、個体数調整と

	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許や銃砲所持許可取得、ワナ、猟銃購入に対し補助を実施 ・接近警報システムによる近隣住民への周知 ・ICT機器を活用した効果的、効率的な捕獲 	<p>という観点からは限度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物への執着心が強く、奥山までの追い上げができないため効果が一時的になっている。 ・追い払い用の花火を地区に配布しているが、サルの学習能力により、効果が低下してきている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵及び防護柵購入に対し補助を実施 ・電気柵講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置により一定の被害対策が図られているものの、適切な維持管理が行われず被害が未然に防げていない。
生息環境管理その他取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅付近にある果樹及び栗の木の伐採に係る費用の補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助の周知を行ってはいるが、伐採数が乏しく誘引の原因となっている

(5) 今後の取組方針

<p>ニホンザルやイノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカによる農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、地域の農業振興にも悪影響を及ぼしている。このため、被害対策に対する住民の要望又は期待が多く、住民ともに以下の事項について積極的に被害対策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自主防除体制への支援 ・電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を使用した効果的な追い上げ、箱ワナ設置による捕獲圧の強化 ・電気柵、侵入防止柵設置の普及拡大、防除施設への助成 ・電波発信機の装着 ・誘引要因除去の指導及び啓発 ・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導 ・農地周辺の里山管理の啓発や助言 ・接近警報システムを活用した効果的な追い上げの実施 ・農林業者自身による狩猟免許の取得支援 ・狩猟免許取得推進事業の実施 ・広域連携を活かした追い払いの実施 ・減容化処理施設の導入による捕獲者の負担軽減

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

七ヶ宿町農作物有害鳥獣対策協議会	・ 野生鳥獣による農林作物等被害調査・鳥獣被害対策実施隊への捕獲依頼
七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊	・ 捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施 ・ 追い払いの実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を併用した効果的な追い払い、捕獲圧の強化 電波発信機の装着 個体数及び誘導域の調査 捕獲用檻、捕獲用ワナの導入 分裂を避けるため群ごとの捕獲
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲圧の強化 捕獲用檻、捕獲用ワナの購入
令和6年度 ～ 令和8年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲圧の強化 捕獲用檻、捕獲用ワナの購入
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲圧の強化 捕獲用檻、捕獲用ワナの購入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザルの生息状況調査及び個体数調整におけるモニタリング調査による生息数の推定を行う。</p> <p>また、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの地域的な被害状況及び捕獲実施区域の現状を考慮し捕獲計画数を設定する。</p>

※「第五期宮城県ニホンザル管理計画」により毎年度作成するニホンザル管理事業実施計画との整合性を図るものとする。

※「第四期宮城県イノシシ管理計画」により毎年度作成するイノシシ管理事業実施計画との整合性を図るものとする。

※「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画」により毎年度作成するツキノワグマ保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

※「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」により毎年度作成するニホンジカ保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	200頭	200頭	250頭
イノシシ	150頭	200頭	200頭
ツキノワグマ	被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合については捕獲を行う。		
ニホンジカ	被害防除対策を行った上で、頭数が増加する前に捕獲を行う。		

※但し、ツキノワグマについては、被害対策を実施していても農作物被害が軽減されない場合や、人的被害が懸念される場合においてのみ捕獲を実施する。

捕獲等の取組内容
銃器及び箱ワナ等を使用し、捕獲・追い払いを実施する。ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては通年、町内全域において捕獲を行う。また、効率的な捕獲、追い払いを行うため電波発信機を有効活用し、ワナの増設をしていく。

※公道等、銃による狩猟の禁止されている区域を除くものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲の際、危険を要する緊急的な場合に距離をとって射撃する場合に必要とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル 及び イノシシ	金網柵及び電気柵 2,000m	金網柵及び電気柵 3,000m	金網柵及び電気柵 3,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払い巡回時の防除施設の点検 ・ 柵周辺の除草作業の実施 ・ 地域自主防除体制への支援

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

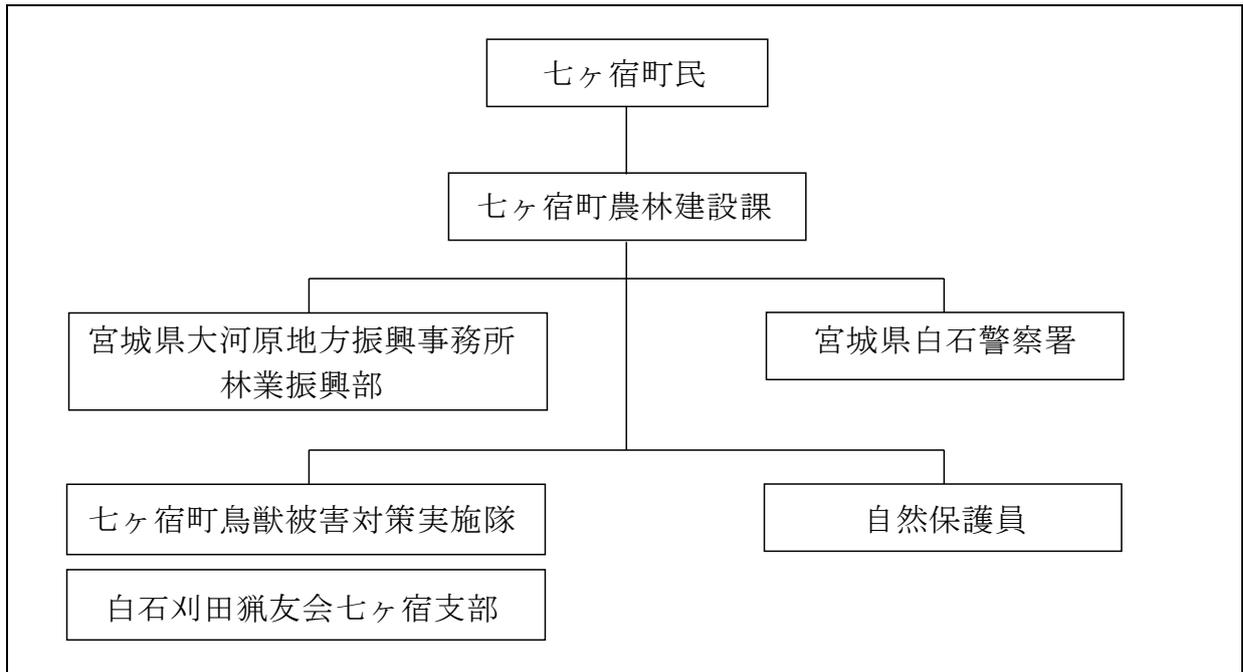
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘引要因除去の指導及び啓発 ・ 被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導 ・ 農地周辺の里山管理の啓発や助言 ・ 電気柵設置の普及拡大 ・ 防除施設への助成

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所	緊急時における緊急口頭許可 (町に権限が移譲されているものを除く)
宮城県白石警察署	緊急時における職務執行法による発砲許可
七ヶ宿町	緊急時における連絡調整及び処理全般
七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊	緊急時における対象鳥獣処理
白石刈田猟友会七ヶ宿支部	緊急時における対象鳥獣処理
自然保護員	緊急時における現地立会

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

減容化施設での処理を基本とし、埋設処理及び自家消費も可能とする。
 ※なお、自家消費については放射能測定を実施する等、安全を確認するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質の影響により、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカは出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ニホンザルへの発信機取付による生息域調査 現状：確認数13群 目標：生息域から農作物被害がどの群によるものかを把握

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	七ヶ宿町農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
七ヶ宿町	事務局、被害対策全般
みやぎ仙南農業協同組合	被害対策に関する助言、被害対策の啓蒙等
宮城県大河原農業改良普及センター	被害対策に関する助言
宮城県農業共済組合県南支所	被害対策に関する助言
七ヶ宿町森林組合	被害対策に関する助言
自然保護員	自然保護等に関する助言
白石刈田猟友会七ヶ宿支部	捕獲許可に基づく捕獲の実施
地区代表者	被害対策に関する助言、地区の集約等

(2) 関係機関に関する事項

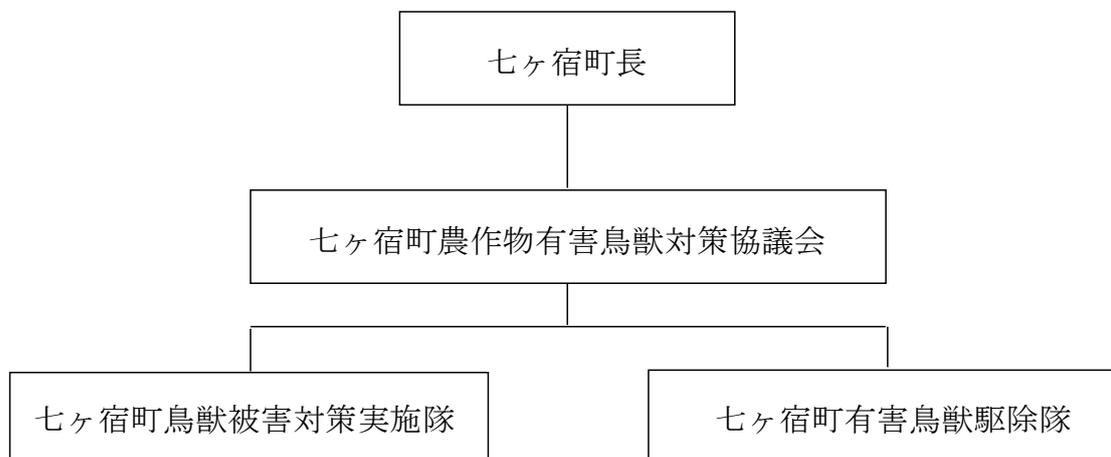
関係機関の名称	役割
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	広域的な被害地域のネットワークの充実化により、さらに効率的かつ効果的な事業実施(国庫事業の活用等)を図る
宮城県大河原地方振興事務所 (林業振興部)	情報集約・全体的な把握
宮城県白石警察署	銃刀法等に基づく安全管理

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日設置

現在隊員数 13名

七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊体制図



※七ヶ宿町長が指示する対象鳥獣については「七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊」へ依頼し、その他の鳥獣に対しては「七ヶ宿町有害鳥獣駆除隊」に依頼する。但し、ツキノワグマに関しては、この限りではない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし